

令和6年11月28日

組合員・利用者の皆様

新岩手農業協同組合
代表理事組合長 荻谷 雅行

不祥事件の発生とお詫びについて

日頃から、当組合事業につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当組合におきまして、職員による建物更生共済契約においての構造区分の告知誤りによる不祥事件が発生しました。

組合員・利用者の皆様からの当組合に対する信頼を損ねることとなり、多大なご心配をおかけしましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事の概要

当組合職員が、自身の建物更生共済契約において、建物の構造区分が「木骨造」と告知すべきところを「鉄骨造」と認識し、誤った告知をしていました。

2. 発覚後の対応

構造区分を適正に修正し、契約日に遡り適正な掛金との差額を追加納付しております。

3. 関係機関への届出

事件発覚後、速やかに行政、関係機関等へ報告をしております。

4. 今後の対応

この事案を踏まえ、再発防止策を策定し更なるコンプライアンス意識の向上と内部管理態勢の一層の強化を図り、不祥事の再発防止に向けて役職員一丸となり取り組んでまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ窓口>
新岩手農業協同組合 リスク管理室
TEL: 019-699-3363 担当: 外村・田中
※土曜・日曜・祝日を除く 9:00~17:00